

約款改定新旧対照表

条項	旧	新
総則 3.(2)	使用電力量の単位は1キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入いたします。	使用電力量の単位は1キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
IV料金の算定および支払		
16.料金算定(1)ハ)	(新設)	14. (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
16.料金算定(2)	(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定致します。	(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定致します。
16.料金算定(2)イ)	基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。 選択した電気料金メニューに定める1月の基本料金×(日割計算対象日数÷ 検針期間の日数)	基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。 選択した電気料金メニューに定める1月の基本料金×(日割計算対象日数÷ 計量初日の属する月の日数)

東北・東京・中部・九州エリアのお客様 <別表>地域電力会社(〇〇電力と表記)のエリア別に作成します。

条項	旧	新
2. 燃料費調整		
2.燃料費調整(1)燃料費調整額の算定	イ) 平均燃料価格(省略) ロ) 燃料費調整単価(省略) ハ) 燃料費調整単価の適用(省略) 二) 燃料費調整額(省略)	燃料費調整額の算定は、〇〇電力の平均燃料算定結果に基づく算定結果を準用します。
2.燃料費調整(2)基準単価	基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりと致します。(後略)	削除
2.燃料費調整(3)燃料費調整単価等の揭示	当社は(1)イの各平均燃料価格算定期間に(中略)(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	項番を(2)に変更 当社は〇〇電力により算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等に揭示します。
4. 日割計算の基本算式		
(1)イ)	基本料金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数	基本料金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数/計量初日の属する月の日数

(1)ロ)	従量電灯 B および C の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第 I 段階料金適用電力量×120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量×180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。	従量電灯 B および C の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第 I 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量=300 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。
5. 料金率表		
(1)従量電灯 B ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
(2)従量電灯 C ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
(3) 低圧電力 ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
8.販売代理事業者		
	※交渉中、追加予定	削除

関西・中国エリアのお客様 <別表>地域電力会社（〇〇電力と表記）のエリア別に作成します。

条項	旧	新
2. 燃料費調整		
2.燃料費調整(1)燃料費調整額の算定	イ) 平均燃料価格 (省略) ロ) 燃料費調整単価(省略) ハ) 燃料費調整単価の適用 (省略) 二) 燃料費調整額 (省略)	燃料費調整額の算定は、〇〇電力の平均燃料算定結果に基づく算定結果を準用します。
2.燃料費調整(2)基準単価	基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりと致します。(後略)	削除
2.燃料費調整(3)燃料費調整単価等の掲示	当社は(1)イの各平均燃料価格算定期間に (中略) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	項番を(2)に変更 当社は〇〇電力により算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等に掲示します。
4. 日割計算の基本算式		
(1)イ)	基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数	基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数
(1)ロ)	従量電灯 A および B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)従量電灯 A 最低料金適用電力量×15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量×105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量×180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期	従量電灯 A および B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)従量電灯 A 最低料金適用電力量=15 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量=300 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数

	間の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 (ロ)従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量×120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量×180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。	なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 (ロ)従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量＝300 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。
--	---	---

5. 料金率表

(1)従量電灯 A ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
(2)従量電灯 B ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
(3) 低圧電力 ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分

		を加減した金額となります。」
--	--	----------------

四国エリアのお客様 <別表>地域電力会社（〇〇電力と表記）のエリア別に作成します。

条項	旧	新
2. 燃料費調整		
2.燃料費調整(1)燃料費調整額の算定	イ) 平均燃料価格（省略） ロ) 燃料費調整単価(省略) ハ) 燃料費調整単価の適用（省略） 二) 燃料費調整額（省略）	燃料費調整額の算定は、〇〇電力の平均燃料算定結果に基づく算定結果を準用します。
2.燃料費調整(2)基準単価	基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりと致します。（後略）	削除
2.燃料費調整(3)燃料費調整単価等の揭示	当社は(1)イの各平均燃料価格算定期間に（中略）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	項番を(2)に変更 当社は〇〇電力により算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等に掲示します。
4. 日割計算の基本算式		
(1)イ)	基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数	基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数
(1)ロ)	従量電灯 A および B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)従量電灯 A 最低料金適用電力量×11 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量×109 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120	従量電灯 A および B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)従量電灯 A 最低料金適用電力量=11 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 109 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力

	キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量×180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 (ロ)従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量×120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量×180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。	量と言います。 第 2 段階料金適用電力量＝300 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、109 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 (ロ)従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。 第 2 段階料金適用電力量＝300 キロワット時×日割計算対象日数／計量初日の属する月の日数 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量と言います。
5. 料金率表		
(1)従量電灯 A ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分を加減した金額となります。」
(2)従量電灯 B ロ) 電力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分

		を加減した金額となります。」
(3) 低圧電力 ロ) 電 力量料金	表省略	表（省略） 表下に注記追加 「電力量料金は、上記単価にキロワット時を乗じた値に、燃料調整分 を加減した金額となります。」

以上